

肥料の施用者委託配合に関するQ&A

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

(令和3年2月)

～目次～

- 1 肥料を自ら施用する者（施用者）とは具体的にどのような者を指すのですか。
- 2 施用者委託配合の要件として「肥料の配合は、委託者の指図に基づくものであること」とされていますが、「指図」とは何ですか。
- 3 施用者委託配合肥料の原料として配合する肥料の種類や、配合割合、組合せ等に制限はありますか。
- 4 原料供給管理票による管理措置のみが行われた牛由来の原料を原料とする肥料は、施用者委託配合の原料として配合可能ですか。
- 5 肥料以外の資材の配合も施用者委託配合として認められますか。
- 6 配合方法に制限はありますか。
- 7 配合以外の生産行為（造粒加工等）の委託も施用者委託配合として認められますか。
- 8 「複数の指図に基づきまとめて肥料の配合を行わないこと」とされていますが、複数の農家から同じ内容の指示があった場合でも、まとめて配合してはならないのですか。
- 9 施用者から肥料業者への配合指示を第三者が取り次いだり、施用者の代理人が配合指示を行ったりすることは可能ですか。
- 10 施用者委託配合の代金決済業務や、配合後の肥料の運送業務を、第三者が行うことは可能ですか。
- 11 施用者委託配合肥料の原料として配合する肥料は、施用者が自ら調達しなければならないのですか。受託者が仕入れた肥料について、配合を依頼してもよいのですか。
- 12 受託者が仕入れた肥料を原料として施用者委託配合を行い、配合後の肥料を委託者（施用者）に販売する場合、受託者は肥料の販売業者に該当しますか。
- 13 知り合いの農家に肥料の配合を依頼する場合にも、配合依頼書を作成しなければならないのですか。
- 14 肥料メーカーが農家から施肥の委託を受け、施肥に伴い肥料の配合を行う場合にも、配合依頼書を作成する必要がありますか。
- 15 配合依頼書の様式は、必ず通知の様式例に従わなければならないのですか。
- 16 実際に配合された原料の種類や配合割合が、委託者（施用者）の依頼内容と異なっていた場合、施用者委託配合に該当しなくなり、委託者又は受託者が法律違反に問われるのですか。
- 17 施用者委託配合は、施用者の責任で広く配合を認める仕組みですが、仮に、施用者委託配合肥料により、人畜への被害が生ずるおそれがある農産物が生産された場合は、国としてどう対応するのですか。

施用者委託配合に関する Q&A

1. 肥料を自ら施用する者（施用者）とは具体的にどのような者を指すのですか。

（答） 肥料を自ら施用する者であれば、個人の農家だけでなく、農地所有適格法人をはじめとする会社や組合等の法人が含まれます。法人の規模は問いません。

ただし、法人化していない集落営農組織等の団体や、自ら農業を営んでいない組合組織等が委託者となることは認められません。

2. 施用者委託配合の要件として「肥料の配合は、委託者の指図に基づくものであること」とされていますが、「指図」とは何ですか。

（答） 委託者の指図に基づく配合とは、委託者が受託者に配合を依頼し、当該依頼に基づき受託者が配合を行うことです。

3. 施用者委託配合肥料の原料として配合する肥料の種類や、配合割合、組合せに制限はありますか。

（答） 施用者委託配合は、肥料の施用者による自家生産と実質的に同等とみなせる範囲での配合であることを前提としており、施用者が適法に入手できる肥料の配合のみが認められます。

このため、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき流通が認められている①登録又は仮登録された普通肥料、②届出された指定混合肥料、③届出された特殊肥料のほか、④施用者が自ら生産した米ぬかや堆肥等の肥料を配合することができます。

配合割合や組合せに制限はありませんが、配合の組合せによっては、化学反応による発熱、遊離その他の品質低下を引き起こす場合もあることにご留意ください。例えば、硝酸アンモニアと無機態炭素との配合は爆発するおそれが、液状肥料との配合、酸性肥料と塩基性肥料との配合、アンモニア態窒素と塩基性肥料との配合、硝酸態窒素と酸性肥料との配合、水溶性りん酸肥料と塩基性肥料との配合は、品質低下するおそれがあるとされています。

また、例えば廃棄物処理法など、肥料の品質の確保等に関する法律以外の関係法令の規制対象となるものを配合する場合には、当該関係法令を遵守する必要があります。

その他、施用者委託配合においては、農薬入り肥料の配合はできません。

4. 原料供給管理票による管理措置のみが行われた牛由来の原料を原料とする肥料は、施用者委託配合の原料として配合可能ですか。

（答） 原料供給管理票による管理措置は、他の生産業者又は販売業者に譲渡等する場合にのみ認められる管理措置であり、当該肥料の施用者への譲渡等は認められていません。このため、牛由来の原料を原料とする肥料については、摂取防止措置又は原料加工措置が行われたものでなければ、施用者委託配合の原料として使用することはできません。

5. 肥料以外の資材の配合も施用者委託配合として認められますか。

(答) 施用者委託配合は、肥料の施用者による自家生産と実質的に同等とみなせる範囲での配合であることを前提としており、施用者が適法に入手できる資材の配合のみが認められます。例えば、市場流通しているゼオライト等の土壌改良資材を、配合依頼書に基づき配合することは、施用者委託配合として問題ありません。配合に当たっては、肥料の配合と同様、配合の組合せによっては、化学反応による発熱、遊離その他の品質低下を引き起こす場合もあることにご留意ください。

一方、無登録の工業用硫安、硝酸化成抑制材など、農家が通常単独で購入する資材ではない原材料の配合は、施用者委託配合とは認められません。また、農薬の配合はできません。

6. 配合方法に制限はありますか。

(答) 配合方法に制限はありませんが、粒度や比重の異なる肥料を配合する場合には、配合機によっては均一に配合されない場合がありますので、施用者委託配合の受託者は、十分な性能を有する配合機を用いて均一な配合を行うよう努めてください。

7. 配合以外の生産行為（造粒加工等）の委託も施用者委託配合として認められますか。

(答) 施用者委託配合は、肥料の施用者による自家生産と実質的に同等とみなせる範囲での配合であることを前提としており、造粒、成形、ペレット化等の加工行為や、動植物質の肥料の堆積・腐熟等の行為については、施用者委託配合とは認められません。

8. 「複数の指図に基づきまとめて肥料の配合を行わないこと」とされていますが、複数の農家から同じ内容の指図があった場合でも、まとめて配合してはならないのですか。

(答) 施用者委託配合は、肥料の施用者による自家生産と実質的に同等とみなせる範囲での配合であることを前提としており、いかなる場合であっても、複数の指図に基づきまとめて配合することは認められません。

複数の農家から同じ内容の指図がある場合には、当該肥料の登録又は届出を行い、かつ、法に基づく保証票の添付や表示をして販売してください。

なお、複数の者から農作業（施肥）の委託を受けている農家や農業法人が、当該複数の者の農地に施肥を行うに当たり、肥料の配合を肥料業者等に委託する場合には、単一の指図と解して問題ありません。

9. 施用者から肥料業者への配合指示を第三者が取り次いだり、施用者の代理人が配合指示を行ったりすることは可能ですか。

(答) 施用者委託配合は、肥料の施用者による自家生産と実質的に同等とみなせる範囲での配合であることを前提としており、委託者（施用者）と受託者以外の第三者の介入により責任関係が不明確となるおそれがある場合には、施用者委託配合とは認められません。このため、肥料の施用者が自ら配合を依頼し、依頼を受けた者が自ら配合する必要があり、配合依頼の代理や、配合の再委託などは認められません。

ただし、委託者（施用者）が自ら作成した配合依頼書を、第三者が取り次ぎ、単に受託者へ渡すだけであれば、責任関係が不明確となるおそれはないことから、問題ありません。

10. 施用者委託配合の代金決済業務や、配合後の肥料の運送業務を、第三者が行うことは可能ですか。

(答) 施用者委託配合の指図において第三者の介入がないのであれば、代金決済業務や肥料の運搬業務を第三者が行うことは、問題ありません。

11. 施用者委託配合肥料の原料として配合する肥料は、施用者が自ら調達しなければならないのですか。受託者が仕入れた肥料を用いてもよいのですか。

(答) 施用者が適法に入手できる肥料や資材を、施用者からの依頼に基づき、受託者が仕入れ、配合することは、施用者委託配合として問題ありません。

また、当然ながら、施用者が自ら肥料や資材を調達し、その配合を依頼することも、施用者委託配合として問題ありません。

12. 受託者が仕入れた肥料を原料として施用者委託配合を行い、配合後の肥料を委託者（施用者）に販売する場合、受託者は肥料の販売業者に該当しますか。

(答) 施用者委託配合後に、当該肥料を委託者（施用者）に販売することは、業としての販売に該当しません。

13. 知り合いの農家に肥料の配合を依頼する場合にも、配合依頼書や配合報告書を作成しなければならないのですか。

(答) 肥料の生産業者又は販売業者に該当しない農家や農業法人が受託者となって施用者委託配合を行う場合は、必ずしも配合依頼書や配合報告書を作成する必要はありません。

ただし、受託者が多数の者から配合の委託を受けるような場合は、配合依頼書や配合報告書を作成し、責任関係の明確化に努めてください。

なお、農作業（施肥）の委託を受けた農家や農業法人が、委託者の農地に施肥を行うに当たり肥料を配合する場合は、農作業の一環として認められるものであり、業として行う肥料の生産に該当しないことはもとより、施用者委託配合にも該当せず、配合依頼書や配合報告書を作成する必要はありません。

14. 肥料メーカーが農家から施肥の委託を受け、施肥に伴い肥料の配合を行う場合にも、配合依頼書や配合報告書を作成する必要がありますか。

(答) 肥料の生産業者、輸入業者、又は販売業者が肥料の配合を行う場合には、施用者委託配合による肥料と、それ以外の肥料との区別が付かなくなり、責任関係が不明確となるおそれがあることから、必ず委託者ごとに配合依頼書及び配合報告書を作成してください。

15. 配合依頼書の様式は、必ず通知の様式例に従わなければならないのですか。

(答) 配合依頼書及び配合報告書は、通知の様式例と全く同じである必要はありませんが、①委託者及び受託者の氏名、②配合する原料の種類及び数量、③通知に基づく「施用者委託配合」として行うものである旨、④配合後の肥料は法に基づく登録等により品質が確保されたものではない旨については、必ず記載してください。また、施用者委託配合に当たっては、委託者及び受託者の双方が通知の内容を理解した上で行う必要があることから、通知の内容を網羅した様式例を積極的に活用してください。

16. 実際に配合された原料の種類や配合割合が、委託者（施用者）の依頼内容と異なっていた場合、施用者委託配合に該当しなくなり、委託者又は受託者が法律違反に問われるのですか。

（答） 原料の種類や配合割合が、委託者の依頼内容と異なっていることのみをもって、法律違反として取り扱うことはありません。受託者が配合した肥料の品質に起因する損害については、委託者と受託者間の問題であることを念頭に、互いの信頼関係の下で施用者委託配合を行ってください。

ただし、無登録の工業用硫安の配合など、施用者委託配合として認められない肥料生産が行われた場合には、原則として、実際に当該生産行為を行った受託者の登録等義務違反として取り扱うこととなります。

17. 施用者委託配合は、施用者の責任で広く配合を認める仕組みですが、仮に、施用者委託配合肥料により、人畜への被害が生ずるおそれがある農産物が生産された場合は、国としてどう対応するのですか。

（答） 上記3に記載の通り、施用者委託配合は、①登録又は仮登録された普通肥料、②届出された指定混合肥料、③届出された特殊肥料、④施用者が自ら生産した米ぬかや堆肥等の肥料のいずれかを原料とするものであるため、配合後の肥料の施用により人畜への被害が生ずるおそれがある農産物が生産されることはないと考えられます。

仮に、そのおそれがあると判明した場合には、肥料の品質の確保等に関する法律第31条第4項に基づき、施用を制限する等の対応をとることとなります。